

議案第 57 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の部中

「

戸籍の附票及び除かれた附票の写しの交付手数料	1 通につき	300円
------------------------	--------	------

」を

「

戸籍の附票の写しの交付手数料	1 通につき	300円（多機能端末機によるものにあつては、200円）
除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料	1 通につき	300円

」に

改める。

附 則

この条例は令和 4 年 10 月 17 日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍 略				戸籍 略				
住民基本台帳	住民票の写しの交付手数料～住民基本台帳閲覧手数料			住民基本台帳	住民票の写しの交付手数料～住民基本台帳閲覧手数料			
	戸籍の附票及び除かれた附票の写しの交付手数料	1通につき	300円		戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300円 (多機能端末機によるものにあつては、 200円)	
身分～その他 略				身分～その他 略				
注1～注7 略				注1～注7 略				